

選出区分	団体・役職名	氏名
1号委員 市議会議員	宇都宮市議会議員	ないとう よしひろ 内藤 良弘
	宇都宮市議会議員	こだいら みちお 小平 美智雄
	宇都宮市議会議員	むらた まさひこ 村田 雅彦
	宇都宮市議会議員	いまい まさのり 今井 政範
	宇都宮市議会議員	かねさき ふみこ 金崎 芙美子
2号委員 学識経験を有する者	宇都宮共和大学シティライフ学部教授	こいけ ひろたか 古池 弘隆
	宇都宮大学大学院工学研究科 助教	おさだ てつぺい 長田 哲平
3号委員 関係団体を代表する者	宇都宮市交通安全推進協議会連合副会長	ひらの まさる 平野 勝
	宇都宮市交通安全母の会連合会副会長	かんべ すみえ 神戸 澄江
	宇都宮市交通指導員連絡協議会副会長	すずき かずお 鈴木 一雄
	宇都宮市障害者福祉会連合会副会長	たむら まさお 田村 正男
	宇都宮市小・中学校長会代表	こじま はるよ 小島 治代
	宇都宮市老人クラブ連合会長	おおした またきち 大下 又吉
	宇都宮商工会議所女性部副会長	いまい きよ 今井 キヨ
	宇都宮地区高等学校生徒指導連絡会代表	さかもと きみえ 坂本 紀美恵
	宇都宮地区幼稚園連合会役員	おちあい ひさえ 落合 久恵
栃木県交通安全協会女性部連合会長	いがらし きよえ 五十嵐 清江	
4号委員 関係行政機関の職員	栃木県県民生活部くらし安全安心課長	いたばし しげお 板橋 重夫
	栃木県県土整備部交通政策課長	しまだ ひろし 嶋田 寛
	栃木県警察本部交通部総括参事官兼交通企画課長	さかた きよたか 坂田 清隆

○宇都宮市交通安全審議会規則

平成10年12月18日

規則第54号

改正 平成15年3月第41号

平成17年3月第38号

平成24年3月第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市交通安全条例（平成10年条例第41号）第7条第3項の規定に基づき、宇都宮市交通安全審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民まちづくり部生活安心課において処理する。

(平15規則41・平17規則38・平24規則11・一部改正)

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第41号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第38号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第11号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。